

シルバー人材センター事業の概要

シルバー人材センター事業の内容

○ 目的

定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。

○ 仕組み

(1) 会員

概ね60歳以上の健康で就業意欲のある高年齢者

(2) 事業内容

- ・家庭、事業所、官公庁から、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事等を有償で請け負い、これを希望する会員に提供。
- ・会員は実績に応じて一定の報酬(配分金)を受ける。

【シルバー人材センターで取り扱う仕事の例】

清掃、除草、剪定、自転車置き場管理、公園管理、ポスティング、障子・襖張り、観光案内、福祉・家事援助サービス、介護施設等送迎、子育てサービス、学習教室・パソコン教室、遺跡発掘 等

【現状】

法人数:1,268法人

会員数:73万人

うち女性 24万人

平均年齢:71.2歳

※平成26年3月末日現在

契約件数:360万件

契約金額:2,979億円

就業延人員:6,887万人・日

月平均就業日数:9.5日

月平均配分金収入:35,697円

※平成25年度実績

国庫補助開始:昭和55年度

根拠法令制定:昭和61年度

臨・短・軽（臨時的・短期的又は軽易な業務）について

<シルバー人材センター事業における高齢者の働き方を以下のとおり規定>

高齢者雇用安定法（第41条）

「(略)臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。(略))」

告示第82号

- 以下のとおり「軽易な業務」を規定。
 - ・ 「(略)当該業務の処理に要する一週間当たりの時間が労働者の一週間当たりの平均的な労働時間に比し相当程度短いもの」
 - ・ 「(略)特別の知識又は技能を必要とすることその他の理由により同一の者が継続的に当該業務に従事することが必要である業務」

通 知

- 以下のとおり、それぞれの業務を定義
 - ・ 臨時的・短期的な業務 = 概ね月10日程度以内
 - ・ 軽易な業務 = 概ね週20時間を超えないことを目安